

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 会員名簿

資料 1

No.	区分	団体等名称	役職	氏名	構成市町
1	構成市町	那須塩原市	市長	渡辺 美知太郎	那須塩原市
2		那須塩原市教育委員会	教育長	月井 祐二	那須塩原市
3		大田原市	市長	相馬 憲一	大田原市
4		矢板市	市長	齋藤 淳一郎	矢板市
5		那須町	町長	平山 幸宏	那須町
6	文化財関連団体	那須野ヶ原土地改良区連合	理事長	渡辺 美知太郎	広域
7		那須疏水土地改良区	理事長	渡辺 美知太郎	広域
8		那須文化研究会	会長	木村 康夫	広域
9		那須野が原西部田園空間博物館運営協議会	会長	田口 常信	那須塩原市
10		ふるさとを知る会	会長	直篁 浩子	大田原市
11	観光・産業関連団体	那須塩原市商工会	会長	鈴木 耕二	那須塩原市
12		西那須野商工会	会長	佐藤 幹雄	那須塩原市
13		黒磯観光協会、西那須野観光協会、塩原温泉観光協会	西那須野観光協会会長	八巻 文子	那須塩原市
14		大田原市商工団体連絡協議会	会長	玉木 茂	大田原市
15		大田原市観光協会	会長	吉岡 博美	大田原市
16		矢板市商工会	会長	東泉 清寿	矢板市
17		矢板市観光協会	会長	高柳 眞知子	矢板市
18		那須町商工会	会長	薄井 正明	那須町
19		那須町観光協会	会長	阿久津 千陽	那須町
20		那須野農業協同組合	代表理事組合長	伊藤 順久	広域

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 役員(令和5年度)

	氏名	構成市町	団体等名称
会長	渡辺 美知太郎	那須塩原市	市長
副会長	相馬 憲一	大田原市	市長
	齋藤 淳一郎	矢板市	市長
	平山 幸宏	那須町	町長
監事	高柳 眞知子	矢板市	矢板市観光協会
	吉岡 博美	大田原市	大田原市観光協会

## 令和4年度 日本遺産魅力発信推進事業

事業区分	事業概要	決算額 (単位：円)
普及啓発事業	<p><b>那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック制作事業</b></p> <p>ストーリーブック～絵本編～制作 絵本編と令和3年度制作の図鑑編を合わせ、ストーリーブックを完成 ストーリーブックの印刷・製本 委託業者：株式会社アマナ</p>	4,400,000
普及啓発事業	<p><b>日本遺産「那須野が原」PRグッズ制作事業</b></p> <p>日本遺産「那須野が原」の普及啓発のためのPRグッズを制作 ※制作物・制作数については、これまで参加したイベント等での他団体の配布品も参考にし、事務局で協議 委託業者：特定非営利活動法人なすしおばらまちづくりプロジェクト</p>	1,474,440
情報発信事業	<p><b>情報発信及び現地ナビゲーションの充実を図る多言語対応観光アプリ構築事業</b></p> <p>ココシル那須野が原にストーリーブックの電子データを掲載 委託業者：株式会社 日旅ビジネスクリエイト</p>	289,300
	事業費計	6,163,740
	総務費	599,038
	<b>合計</b>	<b>6,762,778</b>

## ■その他（※他団体との協力事業）

◎日本遺産那須野が原の「オリジナルフレーム切手」の制作・販売（※日本郵便株式会社）

- ・「オリジナルフレーム切手」を制作し、令和4年11月1日より販売開始
- ・1シート：84円切手×10枚
- ・販売価格：1,330円（税込）
- ・販売数：400シート（郵便局300、Web100）

## 1. 那須野が原開拓日本遺産ストーリーブック制作事業

### (1) 事業の目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の将来像（ビジョン）に「郷土愛を培い、文化資産の保護活用を図り、次世代に引き継ぐこと」とあるが、地域の歴史を学習する小学校高学年をターゲットとした日本遺産に関する素材がない。そこで、絵本や児童書のような形式で日本遺産認定ストーリーを再編集し、小学校高学年を対象としたストーリーブックを制作することで、次世代を担う子どもたちの地域の歴史への認識を深め、郷土愛を醸成することを目的とする。

### (2) 事業の内容

- ・ストーリーブックは、絵本部分と図鑑部分（※令和3年度制作）の2部構成を1冊にまとめたもの。令和4年度は絵本部分を制作し、令和3年度に制作した図鑑部分と合わせて1冊の本を制作。
- ・絵本部分の電子データ制作のほか、ストーリーブック全体の印刷製本を実施。500冊制作。
- ・各市町の小学校、図書館、博物館・資料館等、構成文化財の施設等に1～3冊程度配布。

### (3) 実施方法

株式会社アマナとの随意契約

## 2. 日本遺産「那須野が原」PRグッズ制作事業

### (1) 事業の目的

日本遺産に認定されている団体は、ほとんどの団体が、統一されたノベルティ等を有しており、日本遺産サミット等でそれらを配布し、PRしている。しかし、「那須野が原」は構成市町統一のPRグッズがなく、毎回各市町から持ち寄った袋やグッズを配布しており、日本遺産「那須野が原」としてのPRが弱い。そこで、「那須野が原」として統一したPRグッズを制作し、各種イベントや構成文化財、構成市町の文化振興・観光振興関連施設等で配布することで、今一度日本遺産「那須野が原」の普及啓発を図り、ブランド力アップにつなげる。

### (2) 事業の内容

日本遺産「那須野が原」PRグッズの制作

#### ■ 制作物

- ・ビニールバック 10,000枚
- ・ウェットティッシュ 4,000個
- ・マスクケース（マスク、封入袋付） 4,000個
- ・不織布バック 2,000枚
- ・ピンバッジ 2,000個

### (3) 実施方法

特定非営利活動法人なすしおばらまちづくりプロジェクトとの随意契約

### (4) その他

#### ■ オリジナル切手の制作・販売

- ・日本郵政の「オリジナルフレーム切手」を制作し、令和4年11月1日より販売開始。
- ・1シート：84円切手×10枚。
- ・販売価格：1,330円（税込）。
- ・販売数：400シート（郵便局300、Web100）

### **3. 情報発信及び現地ナビゲーションの充実を図る多言語対応観光アプリ構築事業**

#### **(1) 事業の目的**

令和3～4年度に制作したストーリーブックを観光アプリに掲載することで、観光客の満足度の向上とストーリーの理解促進を図ることを目的とする。

#### **(2) 事業の内容**

・観光アプリ「ココシル那須野が原」へのストーリーブック電子データ掲載

#### **(3) 実施方法**

株式会社 日旅ビジネスクリエイトとの随意契約

令和4年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支決算報告

資料3

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B-A)	備考
1. 補助金	0	0	0	
(1) 国庫補助金	0	0	0	文化芸術振興費補助金 (令和2年度で、国の補助期間である3年間で終了)
2. 負担金	7,000,000	7,000,000	0	構成市町負担金
(1) 那須塩原市	7,000,000	7,000,000	0	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出
※総務費分	443,000	443,000	0	※協議会の運営等の費用
※(2)大田原市	204,000	204,000	0	※那須塩原市へ納入
※(3)矢板市	112,000	112,000	0	※那須塩原市へ納入
※(4)那須町	127,000	127,000	0	※那須塩原市へ納入
3. 貸付金	0	0	0	構成市町貸付金
(1) 那須塩原市	0	0	0	(国庫補助期間が令和2年度で終了したため、貸付金の制度についても令和2年度で終了)
(2) 大田原市	0	0	0	
(3) 矢板市	0	0	0	
(4) 那須町	0	0	0	
4. 繰越金	1,661,957	1,661,957	0	
(1) 繰越金	1,661,957	1,661,957	0	前年度繰越金
5. 雑収入	40	48	8	
(1) 雑収入	40	48	8	預金利子
合計	8,661,997	8,662,005	8	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (C)	決算額 (D)	不用額 (C-D)	備考
1. 総務費	800,000	599,038	200,962	
(1) 旅費	600,000	453,020	146,980	出張旅費等
(2) 需用費	120,000	52,828	67,172	消耗品、契約用収入印紙等
(3) 役務費	60,000	73,190	△ 13,190	振込手数料、通信運搬費
(4) 委託料	0	0	0	
(5) 負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2. 事業費	6,200,000	6,163,740	36,260	
(1) 情報発信事業	300,000	289,300	10,700	Webサイト制作
(2) 人材育成事業	0	0	0	
(3) 普及啓発事業	5,900,000	5,874,440	25,560	ストーリーブック制作、PRグッズ制作
(4) 調査研究事業	0	0	0	
(5) 公開活用整備事業	0	0	0	
3. 貸付金返還金	0	0	0	
(1) 貸付金返還金	0	0	0	構成市町貸付金返還金
4. 予備費	1,661,997	0	1,661,997	
(1) 予備費	1,661,997	0	1,661,997	
合計	8,661,997	6,762,778	1,899,219	

収入済額 8,662,005円  
 支出済額 6,762,778円  
 差引 1,899,227円 令和5年度へ繰越

上記のとおり報告いたします。  
 令和5年7月14日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会  
 会長(那須塩原市長) 渡辺 美知太郎

## 令和4年度 会計監査報告

令和4年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会会計について、令和5年4月28日、関係経理担当者の立会いを求め、会計諸帳簿及び証ひょう書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていたことを確認しましたので、報告いたします。

令和5年7月14日

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会

監事 高柳 眞知子

---

監事 薄井 正明

---

※原本は事務局保管

## 令和5年度 日本遺産魅力発信推進事業

事業区分	事業概要	予算額 (単位：円)
普及啓発事業	<b>日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー</b> 構成文化財やその周辺スポットを周遊するデジタルスタンプラリーの実施	4,600,000
普及啓発事業	<b>日本遺産那須野が原サイクリングツアー</b> 令和3年度に作成したサイクルマップ（コース）を活用したツアーの実施	1,600,000
	事業費計	6,200,000
	総務費	800,000
	合計	7,000,000

## 1. 日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー

### (1) 事業の目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の構成文化財や周辺スポットを周遊する、幅広い世代が参加できるデジタルスタンプラリーを実施することで、日本遺産那須野が原のストーリーや構成文化財の魅力を多くの人に知ってもらうとともに、観光客の誘客と滞在時間の延長・周遊の促進を図ることを目的とする。

### (2) 事業の内容

- ・構成市町内にある日本遺産構成文化財や周辺観光スポット等を含めたエリアの周遊を促進するため、デジタルコンテンツを活用したスタンプラリーを実施する。
- ・広く参加が促されるよう、スタンプの獲得数に応じた賞品を設定し、抽選で賞品を贈呈する。
- ・効果的な周知が図られるよう、スタンプラリーの広報PRを行う。
- ・構成文化財だけでなく、周辺観光スポット等にもスタンプを設置することで、地域経済の活性化を図る。
- ・アンケートを実施することで、参加者の情報や周遊の行動履歴等を集計・分析する。

### (3) 実施方法

プロポーザル方式

### (4) スケジュール

- 令和5年5月～7月：プロポーザル実施
- 7月～8月：実施内容決定
- 8月～11月：デジタルスタンプラリー実施
- 12月：賞品発送
- 令和6年1月：成果物納品

## 2. 日本遺産那須野が原サイクリングツアー

### (1) 事業の目的

令和3年度に実施したポタリング推進事業において観光客の滞在時間の延長・周遊の促進を図るため、周遊コースの開発を行った。当該事業で作成した周遊コース（日本遺産 那須野が原サイクリングマップ）を活用し、ツアーを実施することで観光誘客を図ることを目的とする。

### (2) 事業の内容

- ・周遊コース（日本遺産 那須野が原サイクリングマップ）を活用したツアーを実施する。
- ・構成文化財を巡るだけでなく、食を取り入れることで、地域経済の活性化を図る。
- ・初級、中・上級でカテゴリーを分けて実施することで、幅広い客層の参加を促す。
- ・アンケートを実施することで、持続的な着地型旅行商品へとつなげる。

### (3) 実施方法

株式会社栃木プロジェクトとの随意契約

### (4) スケジュール

- 令和5年6月：契約
- 10月、11月：ツアー（初級）実施 開催地：那須塩原市
- ツアー（中・上級）実施 開催地：大田原市
- 12月：成果物納品

令和5年度那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会 収支予算案

資料5

収入の部

(単位：円)

項目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A-B)	備考
1.補助金	0	0	0	
(1)国庫補助金	0	0	0	文化芸術振興費補助金 (令和2年度で、国の補助期間である3年間が終了)
2.負担金	7,000,000	7,000,000	0	構成市町負担金
(1)那須塩原市	7,000,000	7,000,000	0	那須塩原市で、総事業費を負担金として一括で支出
※総務費分	443,000	443,000	0	※協議会の運営等の費用
※(2)大田原市	204,000	204,000	0	※那須塩原市へ納入
※(3)矢板市	112,000	112,000	0	※那須塩原市へ納入
※(4)那須町	127,000	127,000	0	※那須塩原市へ納入
3.貸付金	0	0	0	構成市町貸付金
(1)那須塩原市	0	0	0	(国庫補助期間が令和2年度で終了したため、貸付金の制度についても令和2年度で終了)
(2)大田原市	0	0	0	
(3)矢板市	0	0	0	
(4)那須町	0	0	0	
4.繰越金	1,899,227	1,661,957	237,270	
(1)繰越金	1,899,227	1,661,957	237,270	前年度繰越金
5.雑収入	40	40	0	
(1)雑収入	40	40	0	預金利子
合計	8,899,267	8,661,997	237,270	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額 (C)	前年度予算額 (D)	比較 (C-D)	備考
1.総務費	800,000	800,000	0	
(1)旅費	400,000	600,000	△ 200,000	出張旅費等
(2)需用費	300,000	120,000	180,000	消耗品、契約用収入印紙等
(3)役務費	80,000	60,000	20,000	振込手数料、通信運搬費
(4)委託料	0	0	0	
(5)負担金	20,000	20,000	0	日本遺産連盟負担金
2.事業費	6,200,000	6,200,000	0	
(1)情報発信事業	0	300,000	△ 300,000	
(2)人材育成事業	0	0	0	
(3)普及啓発事業	6,200,000	5,900,000	300,000	デジタルスタンプラリー、サイクリングマップ推進
(4)調査研究事業	0	0	0	
(5)公開活用整備事業	0	0	0	
3.貸付金返還金	0	0	0	
(1)貸付金返還金	0	0	0	構成市町貸付金返還金
4.予備費	1,899,267	1,661,997	237,270	
(1)予備費	1,899,267	1,661,997	237,270	
合計	8,899,267	8,661,997	237,270	

■令和5年度の日本遺産の財源及び構成市町の負担について

- ・令和4年度までと同様に、那須地域定住自立圏の特別交付税を活用する。
- ・那須塩原市は、年度当初に総事業費を一括で支出するが、実際に負担する金額は、総事業費から、他市町の負担金及び特別交付税の交付額を引いた額となる。

総事業費	7,000,000	※総務費 + 各事業費
各市町負担金(※総務費分)	443,000	※大田原市 + 矢板市 + 那須町
特別交付税算入額	6,557,000	※総事業費 - 各市町負担金
特別交付税交付額	5,245,000	※特別交付税算入額の8割(※千円未満切捨て)
那須塩原市が実際に負担する額	1,312,000	※総事業費 - 各市町負担金 - 特別交付税交付額

## 那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」(以下「日本遺産」という。)について、ストーリーに関連した歴史や文化遺産を整備・活用し、国内外に広く発信するとともに、観光振興を図り、地域活性化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外に向けた日本遺産の情報発信に関すること。
- (2) 日本遺産ストーリーの理解の促進及び普及啓発に関すること。
- (3) 日本遺産の魅力の向上並びに周辺環境等整備に関すること。
- (4) 日本遺産を活用した観光産業等の振興に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(会員)

第4条 協議会は、日本遺産の魅力発信及び普及啓発に関わる自治体の関係部局、文化財関連団体、観光・産業関連団体等で組織する。

- 2 会員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 会員の追加は、会長の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は総会において選任する。

- 2 役員は任期は、1年とし再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第8条 この協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。
  - (1) 役員を選任に関する事。
  - (2) 事業計画の策定に関する事。
  - (3) 予算及び決算に関する事。
  - (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関わる重要事項の決定に関する事。
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、必要に応じて、あらかじめ会長に報告したうえで、代理の者を出席させることができる。

(運営部会)

第9条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、総会の議決を経て、運営部会を置くことができる。

- 2 運営部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、那須塩原市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

- 2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、助成金、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度は設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調製し、総会の承認を得なければならない。
- 4 協議会の出納は、会長が行う。
- 5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、総会に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の会計について必要な事項は、総会で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。